



埼玉県報

第 2985 号
平成 30 年(2018 年)
3 月 16 日
金曜日

目次

告示

- 市民管理協定の認定（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）の換地処分（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道上野さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の道路の占用を制限する区域の指定（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣羽生線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道行田東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- WTO に基づく一般競争入札の中止の公告（水道管理課）
- 埼玉県教科用図書採択地区の設定（義務教育指導課）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県告示第 175 号中訂正（医療整備課）

告 示

埼玉県告示第二百三十八号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
坂戸市市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
坂戸市大字堀込字番匠ヶ谷戸四一番一
坂戸市大字新堀字橋場八七番一の一部、九六番
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成三十年三月一日から平成三十五年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成三十年三月十二日

告 示

埼玉県告示第百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマート下戸田店

埼玉県戸田市下戸田二丁目三十一番二号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時十五分から翌午前零時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成三十年二月二十八日

二 縦覧期間

平成三十年三月十六日から平成三十年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月十六日から平成三十年七月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二十、二十一、二十二、二十二―二、二十

三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計三者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年二月二十八日

二 縦覧期間

平成三十年三月十六日から平成三十年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月十六日から平成三十年七月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二十、二十一、二十二、二十二―二、二十

三

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後一時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成三十年三月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年二月二十八日

二 縦覧期間

平成三十年三月十六日から平成三十年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月十六日から平成三十年七月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成三十年三月十三日に県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六一―一九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市緑区大字上野田字丸山下九百四十一 外 五十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百二十五・五立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―十九―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県ふじみ野市駒林字北伊佐島千百四番一、千百六番一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千三百五立方メートル

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	上尾市大字上野字石井戸二二九番一地先 から同市大字上野字東中三一五番二地先	区 間
一一・一〇〇二二・五〇	七・九〇〇一九・四八	敷地の幅員 (メートル)
三四三・六〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北本市本宿七丁目三番三地先から同市本宿七丁目三番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年三月十六日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十九年三月三日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二一・一二メートル</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣桶川さいたま線 北本市本宿七丁目三番三地先から同市本宿七丁目

三番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年三月十七日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣羽生線
- 三 道路の区域

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五地先まで	桶川市大字加納字笹原九二〇番一地 先から同市大字加納字天神七七一番	区 間
一 二 ・ 五 〇 〇 一 三 ・ 六 〇	八 ・ 一 〇 〇 一 ・ 四 〇	敷地の幅員 (メートル)
	六 〇 一 ・ 〇 〇	延 長 (メートル)
	歩道整備事業による。	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 行田東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
八番四地先まで	東松山市神明町一丁目五四一 七番二地先から	区 間
一五・三一〇二九・九四	八・一七〇二三・五八	敷地の幅員 (メートル)
	一三九・九九	延長 (メートル)
	駅みち街路整備工事	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十月二十四日

指令川建セ第二九〇〇一七〇号

二 検査済証番号

平成三十年三月十四日

川建セ第二九〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都三十六番十六、三十六番十七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪十四番地三 寿A二〇二

吉野 開晃

告 示

埼玉県公営企業告示第十号

平成三十年埼玉県公営企業告示第八号（大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告）は、取り消す。

平成三十年三月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

告 示

埼玉県教委告示第十三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十六年埼玉県教委告示第三十号（埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示）は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年三月十六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

名称	地域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市
第四採択地区	蕨市、戸田市
第五採択地区	朝霞市、和光市
第六採択地区	志木市、新座市
第七採択地区	鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町
第八採択地区	上尾市
第九採択地区	川越市
第十採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
第十一採択地区	所沢市
第十二採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第十三採択地区	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
第十四採択地区	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

第十五採択地区	本庄市、美里町、神川町、上里町
第十六採択地区	熊谷市
第十七採択地区	深谷市、寄居町
第十八採択地区	行田市
第十九採択地区	羽生市、加須市
第二十採択地区	春日部市、杉戸町、松伏町
第二十一採択地区	久喜市
第二十二採択地区	蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町
第二十三採択地区	越谷市
第二十四採択地区	八潮市、三郷市、吉川市

雑 報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年三月十六日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成29年11月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	千成産業株式会社	千成リサイクル堆肥	4.3	2.7	1.2	1.7	12	565	8	16.4		
堆肥	川越市 資源化センター	肥え土	0.4	0.1	0.2	0.7	1	32	39	68.9		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

正 誤

埼玉県告示第七七十五号（平成三十年三月二日第二千九百八十一号）中訂正

ページ 表中

二 名称

誤

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉病院

正

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院